

令和9年度 幸手市放課後児童クラブ入室案内



放課後児童クラブ(学童保育室)とは

市では労働等により、昼間に保護者等が家庭にいない児童に対し、適切な保育を行い、児童の健全な育成を図るため、市内の全小学校及び小中学校に放課後児童クラブを設置しています。

令和7年度～令和11年度の運営は、下記の指定管理者となります。

指定管理者「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」

市内の放課後児童クラブ一覧

※原則として、通われている小学校内のクラブの利用となります(長期休業期間のみの利用を除く)
※市外にお住まいの方でも、幸手市内の小学校に通われている又は転入後に通うことが決まっている場合はご申請いただけます。申請期間内に必ずご申請ください。

	クラブ名	所在地	定員	電話番号
1	にじいろ	児童館内(幸手 1958-1) ※さくら小学校の一部の児童が対象	45	50-9057
2	たんぽぽ	長倉小学校内(下川崎 242)	40	43-5686
3	あおぞら	幸手小学校内(中 3-11-41)	60	44-2332
4	たけのこ	上高野小学校内(上高野 1065)	40	43-5502
5	きのこ		40	43-6307
6	ひまわり	行幸小学校内(円藤内 460-2)	40	43-0705
7	たいよう	西中学校内(下川崎 387) ※長倉小学校の一部の児童が対象	60	40-1018
8	さくら	さくら小学校内(幸手 72)	40	42-8040
9	新設クラブ	東小中学校(平須賀 2912-3)	40	

※東小中学校の放課後児童クラブは令和9年4月から開室予定です。

電話番号は開室以降にお知らせいたします。

開室時間

- 🌻 小学校の授業がある日(月～金)・・・放課後 ～ 午後7時
- 🌻 土曜日・・・・・・・・・・・・・・午前7時30分 ～ 午後6時
- 🌻 長期休業日、学校の代休日・・・・・・午前7時30分 ～ 午後7時

休室日

- 🌻 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)



入室要件(①、②いずれの要件も満たす場合のみ利用可能)

①市内の小学校に在席する児童

②保護者等の全員が次の1～9いずれかの入室事由により、放課後等に児童の面倒をみる事が出来ないことが常態化している

	入室事由		入室期間	事由を証明する書類
1	就労	居宅内・外で児童と離れて日常の家事以外の労働を常態としている場合	最長で年度末まで	【全員】 就労証明書 ※自営業のみ以下を添付 開業届の写し 確定申告書の写し
2	求職	求職活動を継続的に行っている場合	2か月 ※期間内に就労証明書の提出があった場合は1の事由となります	求職活動申立書
3	妊娠 出産	妊娠中または出産後 ※育児休業での入室はできません ※ただし、4月からの入室に限り、5月1日までに育児休業から復帰することを条件に入室できます	産前6週～産後8週の月の月末	母子健康手帳 ※保護者の氏名と出産予定日が記載されているページの写し
4	疾病など	疾病や怪我、心身に障がいがある場合	最長で年度末まで	診断書または 障害者手帳の写し
5	親族の 看護・介護	常時又は長期にわたり、病人や心身障がいの人を看護・介護している場合	最長で年度末まで	介護申立書 ※申立書記載の内容を証明できる書類を添付
6	災害	震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたる場合	最長で年度末まで	罹災証明書
7	虐待 DV	児童虐待や DV の恐れがある場合	最長で年度末まで	申立書 証明書
8	就学	学校に在学または職業訓練を受けている場合 ※趣味の講座やカルチャースクールは除く	最長で年度末まで ※卒業・訓練修了月まで	学生証の写し 時間割表の写し
9	その他	市長が特に必要と認める場合	最長で年度末まで	必要と認める書類

※保護者等とは、同居している父、母及び18歳以上65歳未満の親族をいいます

※「常態化している」とは、午後2時30分以降に児童の面倒をみられない日が週3日以上(日曜日を除く)ある状態が1か月以上続く場合をいいます

※長期休業期間(春、夏、冬)の場合、開室時間のうち3時間以上児童の面倒をみられない日が週3日以上(日曜日を除く)ある状態をいいます

提出書類

- ☐ 放課後児童クラブ入室申請書
- ☐ 保育を必要とする事由を証明する書類(左記の表参照)
- ☐ 児童状況調査票
- ☐ 放課後児童クラブ保育料減免申請書(減免を申請する場合のみ)

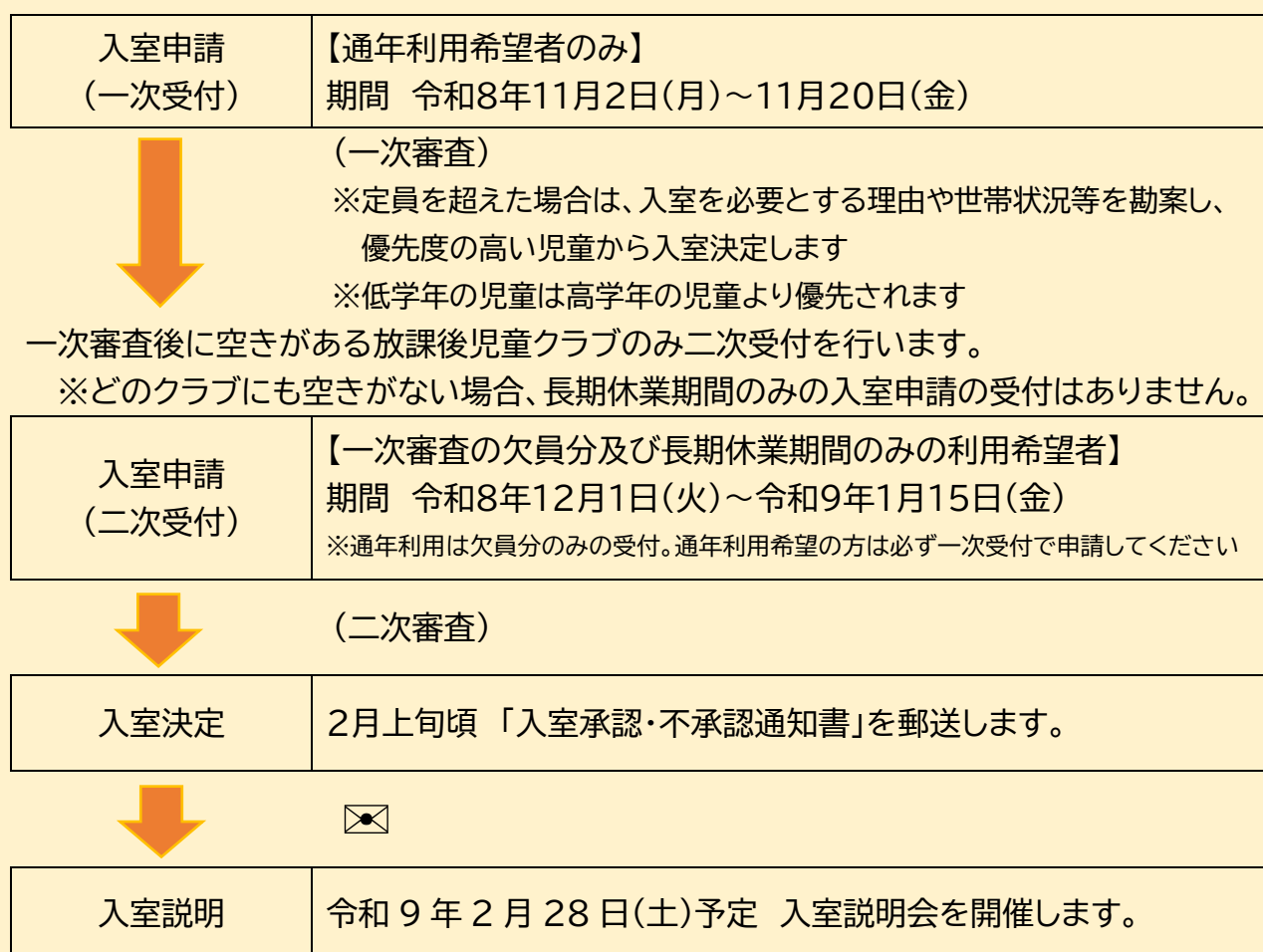
入室申請から入室までの流れ

受付時間 月～金 8時30分～17時15分 ※祝日及び12/29～1/3を除く

受付場所 こども支援課(ウェルス幸手内)

※4月入室希望については、各放課後児童クラブでも受付を行います

■4月入室希望の場合



■5月以降入室希望の場合

申請期間 入室希望月の2か月前の11日から入室希望月の前月10日まで

※例外として、8月からの利用希望の場合のみ、6月10日までの申請となります

入室に関する問合せ先

幸手市健康福祉部こども支援課 子育て支援担当
〒340-0152

幸手市大字天神島 1030-1 幸手市保健福祉総合センター(ウェルス幸手)内
電話 0480-42-8454 E-mail kodomo@city.satte.lg.jp

放課後児童クラブの運営等に関する問合せ先

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
幸手市放課後児童クラブ 電話 0480-40-3201



必要な書類は市のホームページからダウンロードすることもできます。

注意事項（以下の内容に同意した上で入室の申請をしてください）

- 🌻 開室時間に関わらず、勤務等が終わり次第、速やかにお迎えに来てください。
- 🌻 児童のみで降室(帰宅)は出来ません。必ず保護者がお迎えに来てください。
- 🌻 保護者等が自宅で児童の面倒をみられる日は、放課後児童クラブの利用は出来ません。
- 🌻 長期休業期間のみの利用を除き、入室日は月の初日、退室日は月末となります。
- 🌻 長期休業期間のみの利用の場合、長期休業期間前の半日授業等の日は利用できません。
- 🌻 自然災害や感染症拡大等により、安全を確保することが困難と判断した際は、閉室する場合があります。
- 🌻 保育にあたり配慮が必要な点がありましたら、必ず児童状況調査票に記入してください。
- 🌻 各放課後児童クラブでの決まりごとは必ず守ってください。
- 🌻 利用にあたっては、保育料等の負担があります。
- 🌻 保育料等に滞納がある場合は、退室をしていただきます。

利用料金

【1年生～3年生】月額 8,700円 【4年生～6年生】月額 7,700円

※長期休業期間のみの利用の場合、長期休業期間の日数分(日割り)となります。

【共通】(おやつ代)月額 2,000円 (保険料)年額 400円

*長期休業期間のみお弁当の注文が出来ます 1食 500円～700円(希望者のみ)

(お弁当代は変更になる場合があります。また、業者等の状況により頼めない場合もあります。)

利用料の減免について・・・入室申請とは別に減免に関する申請が必要となります

	減免理由	減額	申請書の他に必要な書類
1	生活保護世帯	全額免除(無料)	生活保護受給証の写し
2	ひとり親家庭等	児童1人につき 月額1,000円を減額	ひとり親家庭等が分かる書類の写し (ひとり親家庭等医療費受給者証、 児童扶養手当受給者証の写し等)
3	複数の児童が同時に入室 ※最年少児童を除いた児童	児童1人につき 月額1,000円を減額	なし

複数の減免理由に該当する場合、1の理由から優先し適用します。複数の減額を受けることはできません。

以下のときは必ず届出をしてください（届出先:こども支援課又は各放課後児童クラブ）

☐ 退室するとき（退室月の前月末までに届出が必要です）

例)9月以降利用しない場合、8月末退所となるため、7月末までに届出が必要

☐ 入室申請書に記載した内容に変更が生じたとき

☐ 就労状況、求職状況に変更があったとき（最新の就労証明書の提出が必要です）

※更新予定の記載がない就労証明書は、更新後に再提出が必要となります。

申請時に令和9年3月31日以前までの就労証明書を提出された場合、4月1日以降に再度提出が必要です。